より当該特定の地域における情報の円滑な流通を確保するために特定電気通信設備の設置を誘導すべき地域として総務省令で定める地域に特定電気通信設備を設置して行うものをいう。

3　その他規定の整備をすることとした。

三　電気通信基盤充実臨時措置法の廃止（第三条関係）

電気通信基盤充実臨時措置法附則第二条に規定する同法の廃止期限の到来に伴い、同法を廃止することとした。

四　この法律は、一部の規定を除き、平成二八年五月三一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

◇有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（法律第三三号）（内閣官房）

1　目的

この法律は、我が国の領海、排他的経済水域等を適切に管理する必要性が増大していることに鑑み、有人国境離島地域が有する我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じ、もって我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　この法律において「有人国境離島地域」とは、自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる二以上の離島で構成される地域（当該離島のうちに領海の限界を画する基礎となる基線（以下「領海基線」という。）を有する離島があるものに限る。）内の現に日本国民が居住する離島で構成される地域及び領海基線を有する離島であって現に日本国民が居住するものの地域をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　この法律において「特定有人国境離島地域」とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる一五地域をいうこととした。（第二条第二項関係）

3　国の責務

国は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持のため必要な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第三条関係）

4　基本方針

内閣総理大臣は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとした。（第四条関係）

5　国の行政機関の施設の設置

国は、有人国境離島地域に国の行政機関の施設を設置するよう努めることとした。（第五条関係）

6　国による土地の買取り等

国は、有人国境離島地域内の土地であって、当該有人国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取り等の措置を講ずるよう努めることとした。（第六条関係）

7　港湾等の整備

国及び地方公共団体は、領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動に利用される有人国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備のために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第七条関係）

8　外国船舶による不法入国等の違法行為の防止

国及び地方公共団体は、有人国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による不法入国等の違法行為の防止のための体制の強化等の措置を講ずるよう努めることとした。（第八条関係）

9　広域の見地からの連携

国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全を図るに当たっては、当該有人国境離島地域を超える広域の見地からの関係機関の連携が図られるよう配慮することとした。（第九条関係）

10　都道県計画

特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県は、基本方針に基づき、当該特定有人国境離島地域について、その地域社会の維持に関する計画（以下単に「計画」という。）を定めるよう努めることとした。（第一〇条関係）

11　財政上の措置等

国は、毎年度、予算で定めるところにより、計画の円滑な実施等に必要な財政上の措置等を講ずることとした。（第一一条関係）

12　国内一般旅客定期航路事業等に係る運賃等の低廉化

国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域等を連絡する航路における一般旅客定期航路事業等に係る旅客の運賃等の低廉化について特別の配慮をすることとした。（第一二条関係）

13　国内定期航空運送事業に係る運賃の低廉化

国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域等を連絡する航空路における国内定期航空運送事業に係る旅客の運賃の低廉化について特別の配慮をすることとした。（第一三条関係）

14　生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減

国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民の生活又は事業活動に必要な物資であって、当該特定有人国境離島地域における居住又は事業の継続に特に寄与するものと認められるものの購入等に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をすることとした。（第一四条関係）

15　雇用機会の拡充等

国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域において事業を営み、又は営もうとする者が行うその事業の拡大又は開始に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をするとともに、職業訓練の実施等の措置を講ずるよう努めることとした。（第一五条関係）

16　安定的な漁業経営の確保等

国及び地方公共団体は、特定有人国境離島地域の住民であって特定有人国境離島地域の周辺の海域において漁業を営むものが行う漁船の操業に要する費用の負担の軽減について適切な配慮をすることとした。（第一六条関係）

17　啓発活動

国及び地方公共団体は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持の必要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、広報その他の啓発活動を行うこととした。（第一七条関係）

18　施行期日等

㈠　この法律は、一部を除き、平成二九年四月一日から施行することとした。

㈡　この法律は、平成三九年三月三一日限り、その効力を失うこととした。

㈢　その他所要の規定を整備することとした。

◇平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第二〇八号）（内閣府本府）

1　平成二七年九月七日から同月一一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を平成二九年四月二九日まで延長することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令の一部を改正する政令（政令第二〇九号）（財務省）

1　平成二三年度の一般会計補正予算（第3号）に計上された復興費用に関する経費であって平成二七年度から平成三二年度までの各年度において国に返納された金額及び当該各年度の一般会計における復興税外収入に相当する額のうち復興費用等の財源に充てられなかった額を財政法（昭和二二年法律第三四号）第六条の剰余金の額の計算上控除することとした。（附則第九条の三関係）

2　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二三年法律第一一七号）第七〇条及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二四年法律第一〇一号）の規定により発行される公債に係る収入であって平成二八年度から平成三二年度までの各年度所属の歳入とされるものについて、日本銀行における受入れ期限を翌年度の六月三〇日とすることとした。（附則第一〇条関係）

3　平成二七年度出納整理期間に発行される2の公債につき、所要の経過措置を設けることとした。（附則第一〇条関係）

4　この政令は、公布の日から施行することとした。